

平成30年6月26日

舞鶴市議会議長 上野修身様

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 舞鶴市議会議員 | 高橋 秀策 |
| 賛成者 | 同       | 亀井 敏郎 |
|     | 同       | 岸田圭一郎 |
|     | 同       | 肝付 隆治 |
|     | 同       | 小杉 悦子 |
|     | 同       | 鯛 慶一  |
|     | 同       | 眞下 隆史 |
|     | 同       | 松田 弘幸 |
|     | 同       | 山本治兵衛 |

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書の提出  
について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

(別紙)

意第1号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト（石綿）の輸入が禁止されるまでの間、輸入量の多くを建設資材として使用していたことから、建設業従事者がアスベスト被害者の多くを占めている。また、現在でも地震等に伴い発生するがれき処理において、アスベストの飛散が起こり、建設業従事者や国民にアスベストによる被害が広がることが懸念されている。

国においては、平成18年に「石綿による健康被害の救済に関する法律」を成立させ、その後も医療費・療養手当の支給対象期間の拡大等の改正を行っている。しかし、石綿による疾病は、30年から40年という長期間経過したのち発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例がある。

こうした中、全国各地で行なわれている、建設業従事者と遺族を原告とし、国とアスベスト建材製造企業を相手取ったアスベスト被害訴訟においては、国や企業の責任を認める司法の流れが見えつつあると言える。

しかし、裁判では時間も費用も掛かり、原告となる被害者に大きな負担を強いることになることから、裁判によらず早期の補償と救済が受けられるよう、被害者への早期救済・解決措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月28日

|        |    |    |   |
|--------|----|----|---|
| 衆議院議長  | 大島 | 理森 | 様 |
| 参議院議長  | 伊達 | 忠一 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 安倍 | 晋三 | 様 |
| 財務大臣   | 麻生 | 太郎 | 様 |
| 厚生労働大臣 | 加藤 | 勝信 | 様 |
| 国土交通大臣 | 石井 | 啓一 | 様 |
| 環境大臣   | 中川 | 雅治 | 様 |
| 内閣官房長官 | 菅  | 義偉 | 様 |

舞鶴市議会議長 上野 修身